

公文書一部公開決定通知書

情法第172号
令和2年7月30日

様

福井県知事 杉本 達治



令和2年7月16日付けで請求のあった公文書の公開について、福井県情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり公文書の一部を公開することを決定したので通知します。

公文書の名称	別紙のとおり
公開しない部分	別紙のとおり
公開しない理由	別紙のとおり
※ 公開しない部分を公開することができる期日および範囲	一年 一月 一日（この日以降に改めて請求してください。） (範囲) -
公開の実施の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他 ()
公開の日時	年 月 日 午前 時 分から 午後
公開の場所	郵送による
担当課(所)	総務部情報公開・法制課法制グループ (電話番号 .0776-20-0246)
備考	

注

- ~~1 公文書の公開を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。~~
- ~~2 ※印の欄は、公開しない部分について、公開できるようになる期日があらかじめ明らかであるときに記入してあります。~~
- ~~3 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当課(所)へ連絡してください。~~

<ol style="list-style-type: none">この決定に不服のある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福井県知事に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しの訴えは、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福井県を被告として提起しなければなりません。この場合において、福井県を代表する者は福井県知事となります。1の審査請求をした場合のこの決定の取消しの訴えは、2にかかわらず、その審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

「条例」とは、「福井県情報公開条例」を表します

番号	公文書の名称	公開	一部公開	非公開	公開しない部分	公開しない理由
1	例規改正方式の見直し（新旧表方式の導入）（令和元年7月12日）	○				
2	例規改正方式に関する調査訪問について（依頼）（令和元年7月29日起案）	○				
3	復命書（令和元年8月20日供覧開始）		○		<ul style="list-style-type: none"> ・「1 新旧対照表方式を導入した経緯、スケジュールについて」の記載事項 ・「5 関係機関との調整」の記載事項 ・「7 例規システムへの改正内容への反映について」の記載事項 	条例第7条第7号に該当 他の地方公共団体が行う内部調整に係る情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
4	例規改正方式に関する調査訪問について（依頼）（令和元年8月27日起案）	○				
5	復命書（令和元年9月26日供覧開始）		○		<ul style="list-style-type: none"> ・「1 新旧対照表方式を導入した経緯、スケジュールについて」の記載事項 ・「5 関係機関との調整」の記載事項 ・「7 例規システムへの改正内容への反映について」の記載事項 ・「9 その他」の記載事項 	条例第7条第7号に該当 他の地方公共団体が行う内部調整および例規審査に係る情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
6	例規改正方式の見直し（新旧対照表方式の導入）（令和元年12月24日）（福井県総務部長説明資料）	○				
7	例規改正方式等の見直しについて（令和2年3月19日）（福井県知事説明資料）	○				
8	条例等の改正方式の見直し（新旧対照表方式の導入）および福井県報の電子化等について（通知）（令和2年3月19日起案）	○				

様

公文書公開請求いただいた文書に関連して、本県HPで公開している事項について、該当ページのURLをお知らせします。

○行財政改革アクションプラン（令和元年8月策定）

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/jinji/gyouseikaikaku/gyoukaku-action-plan.html>

○福井県報（福井県文書規程改正、令和2年3月24日号外11号）

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/koukaihou/fukuikenpou/kenpour0203.html>

令和2年7月30日

様

福井県総務部情報公開・法制課

郵送による公文書の送付について（お知らせ）

令和2年7月16日付けで請求のありました公文書の公開につきましては、別添「公文書一部公開決定通知書」のとおり決定されました。

つきましては、郵送による公文書の公開の場合、下記の手数料および郵送費用を負担していただく必要があります。該当公文書の送付は、当課にて当該費用の納付を確認後に行うこととなります。ご了承ください。

手数料および郵送費用の納付は、同封の納入通知書（2種類）により行ってください。

なお、現金の納付以降、当課で納付の確認を行うまで場合によっては10日程度の日数を必要としますので、お急ぎの場合は、納付の控え（「領収証書」に金融機関の領収印が押されたもの）を下記担当あてにファックスしてください。ファックスを確認次第文書の送付をおこないます。

お手数ですが、よろしくお願いいたします。

記

文書複写経費	650円	@10円×65枚
文書郵送費用	250円	定形外郵便 250g以内

送付に関する問合せ：情報公開・文書グループ
〒910-8580

福井市大手3丁目17番1号

TEL : 0776-20-0249

FAX : 0776-20-0622